

令和4年度決算に基づく  
健全化判断比率及び資金不足比率  
審査意見書

大垣市監査委員



監 第 77 号  
令和 5 年 8 月 9 日

大垣市長 石田 仁 様

大垣市監査委員 田 邊 雅 範  
大垣市監査委員 梅 崎 げんいち

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査をしたので、別紙のとおり審査意見を提出します。

なお、梅崎 げんいち 監査委員は大垣市土地開発公社の監事の職にあるため、将来負担比率の審査については地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥しました。



# 令和4年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

### 2 資金不足比率

## 第2 審査の期間

令和5年7月10日から令和5年8月9日まで

## 第3 審査の方法

審査の実施にあたっては、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかの確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取した。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の概要及び意見については、次のとおりである。

## 1 健全化判断比率

| 区 分             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 早期健全化<br>基 準 | 財 政 再 生<br>基 準 |
|-----------------|-------|-------|-------|--------------|----------------|
| 実 質 赤 字 比 率     | -     | -     | -     | 11.54%       | 20.00%         |
| 連 結 実 質 赤 字 比 率 | -     | -     | -     | 16.54%       | 30.00%         |
| 実 質 公 債 費 比 率   | 1.3%  | 1.7%  | 2.1%  | 25.0%        | 35.0%          |
| 将 来 負 担 比 率     | 32.5% | 25.0% | 12.5% | 350.0%       |                |

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため、「-」と表示した。

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

実質赤字額がないため、前年度に引き続き算定されない。

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

連結実質赤字額がないため、前年度に引き続き算定されない。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3か年の平均である。

当年度は2.1%で、前年度に比べ0.4ポイント上昇したものの、財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準25.0%を下回っており、良好な状態が維持されている。

### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、現時点での一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

当年度末における将来負担比率は12.5%であり、財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準350.0%を下回っている。また、前年度に比べ12.5ポイント低下しており、これは主に地方債現在高及び公営企業債等繰入見込額の減少によるものである。

## 2 資金不足比率

| 区 分          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 経営健全化<br>基準 |
|--------------|-------|-------|-------|-------------|
| 公設地方卸売市場事業会計 | -     | -     | -     | 20.0%       |

(注)資金不足額がないため、「-」と表示した。

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業会計において資金不足額がないため、前年度に引き続き算定されない。

## 3 審査意見

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、健全な状態を維持している。

引き続き少子高齢化に伴う人口減少や、公共施設の長寿命化対策及び将来に向けた整備など様々な課題に対応し、行政サービスを安定して供給できるようこれまで以上に経営基盤の強化や健全化を図るとともに、計画的かつ効率的な財政運営に努められたい。

# 算定対象会計

|                     |                   |                                    |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |  |
|---------------------|-------------------|------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--------------|--|--|--|--|
| 一般会計等               | 一般会計              |                                    |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |  |
|                     | 一般会計等に属する特別会計     | 物品調達会計<br>公共用地先行取得事業会計<br>市行造林事業会計 |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |  |
| 公営事業会計              | 特別会計              | 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計 | 国民健康保険事業会計<br>国民健康保険直営診療施設事業会計<br>後期高齢者医療事業会計<br>介護保険事業会計<br>駐車場事業会計<br>競輪事業会計 |  |  |  |  |  |              |  |  |  |  |
|                     |                   | 公営企業会計                             | 法適用企業  |  |  |  |  | 病院事業会計<br>水道事業会計<br>簡易水道事業会計<br>公共下水道事業会計<br>特定環境保全公共下水道事業会計<br>農業集落排水事業会計 |              |  |  |  |  |
|                     |                   |                                    |  |  |  |  |  | ※  | 公設地方卸売市場事業会計 |  |  |  |  |
|                     |                   |                                    |  |  |  |  |  | ※は法非適用企業   |              |  |  |  |  |
|                     |                   |                                    |  |  |  |  |  | 一部事務組合・広域連合  | 大垣輪中水防事務組合   |  |  |  |  |
|                     |                   |                                    |  |  |  |  |  |  | 大垣消防組合       |  |  |  |  |
|                     | 西南濃粗大廃棄物処理組合      |                                    |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |  |
|                     | 大垣衛生施設組合          |                                    |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |  |
|                     | 西濃環境整備組合          |                                    |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |  |
|                     | 西南濃老人福祉施設事務組合     |                                    |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |  |
|                     | あすわ苑老人福祉施設事務組合    |                                    |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |  |
|                     | 大垣市・安八郡安八町東安中学校組合 |                                    |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |  |
| 岐阜県市町村会館組合          |                   |                                    |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |  |
| 西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合 |                   |                                    |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |  |
| 岐阜県後期高齢者医療広域連合      |                   |                                    |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |  |
| 地方公社                | 大垣市土地開発公社         |                                    |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |  |